

当書面は「JPM債券インカム・ファンド（為替ヘッジあり、毎月決算型）」が投資信託契約の解約（繰上償還）手続き中であることを投資者にお知らせすることのみを目的としたものであり、交付目論見書の一部を構成するものではありません。

投資者の皆様へ

**「JPM債券インカム・ファンド（為替ヘッジあり、毎月決算型）」
投資信託契約の解約（繰上償還）（予定）のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社設定の追加型証券投資信託「JPM債券インカム・ファンド（為替ヘッジあり、毎月決算型）」（以下「当ファンド」といいます。）は、その純資産総額が2023年7月末現在で約0.7百万円となっています。また、当ファンドでは信託約款において、純資産総額が20億円を下回ることとなつた場合には当ファンドの信託契約（以下「当信託契約」といいます。）を解約することができると定めています。弊社では、昨今の純資産総額の推移に鑑みるに、今後当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待することは難しく、また引き続き一部解約が発生すると見込まれることから、信託約款の当該規定に従って当信託契約を解約（繰上償還）することはやむを得ないと判断いたしました。

したがって、当ファンドの信託約款第40条第1項の規定に基づき、当信託契約を解約（繰上償還）するための法定手続きを現在行っています。

当ファンドの繰上償還については、2023年11月9日までの期間、2023年10月10日現在における受益者の皆様（2023年10月5日の取得申込み分まで）からの、書面による決議に対する議決権の行使を受け付けています。なお、2023年10月6日以降に当ファンドの受益権の取得のお申込みをいただきました受益者の方は、当該議決権を行使することはできませんので、ご注意ください。

① 繰上償還を行う場合

2023年11月10日に書面による決議を行い、当該決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権総口数の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、2023年12月7日をもって当ファンドを繰上償還します。なお、その場合でも、当ファンドの受益権の換金（解約）のお申込みは、販売会社において2023年12月5日まで通常通り受付けます。なお、販売会社によって当該換金（解約）のお申込みの最終日が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 繰上償還を行わない場合

上記①に記した議決権口数による賛成を得られず、書面による決議が否決された場合は、当ファンドの繰上償還は行いません。この場合、当ファンドを継続する旨を書面による決議の日以降、速やかに書面にて受益者の皆様にお知らせします。

したがって、当ファンドの受益権の取得のお申込みに際しましては、上記でご説明した当ファンドの繰上償還（予定）の内容を十分ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

2023年10月

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社

JPM債券インカム・ファンド

(為替ヘッジあり、毎月決算型)

追加型投信／内外／債券

2023.10.6

この目論見書により行うJPM債券インカム・ファンド(為替ヘッジあり、毎月決算型)(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を2023年4月7日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2023年4月8日に生じています。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号

設立年月日 1990年10月18日

資本金 2,218百万円(2023年8月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額

54,554億円(2023年8月末現在)

照会先

TEL : 03-6736-2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

HPアドレス : am.jpmorgan.com/jp

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

○ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。

○金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。

○請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。

○請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してくださいます様お願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券(債券 一般))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス : <http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資先ファンドの有価証券を実質的な主要投資対象として運用を行い、インカム収益等を確保し、かつ信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

インカム収益等とは、ファンドが実質的に受領する債券の利息を主とする収益をいいます。

投資先ファンドとは

「JPモルガン・ファンズ・インカム・ファンド」および「GIMジャパン・マネープール・ファンドF(適格機関投資家専用)」です。

投資先ファンドの詳細については、後記「ファンドの特色 6 投資先ファンドの特徴」をご参照ください。なお、以下それぞれを「インカム・ファンド」および「マネープール・ファンド」といいます。

ファンドの特色

1 主として世界のさまざまな債券に投資します。

世界のさまざまな債券(国債、政府機関が発行または保証する債券、国際機関が発行または保証する債券、社債、証券化商品等。新興国債券を含みます。)に投資するインカム・ファンドの組入比率を高位に保つとともに、円建ての公社債に投資するマネープール・ファンドにも必ず投資します。

※ファンドの仕組みについては、後記4をご参照ください。

証券化商品とは、住宅ローンや自動車ローン等の資産とその資産から発生するキャッシュフローを裏付けとして発行される有価証券のことをいいます。

新興国とは、国内経済が成長過程にあると判断される国のことを行います。

<投資する債券の種類の例>

先進国国債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、証券化商品、新興国債券 等

先進国とは、経済発展が進んでいる国と判断される国のことを行います。

投資適格社債とは、当該債券の格付^{*1}が、BBB-格^{*2}またはBaa3格^{*3}以上のものをいいます。

ハイ・イールド社債とは、当該債券の格付が、BB+格^{*2}またはBa1格^{*3}以下のものをいいます。格付が低い半面、格付が高い債券と比較して利回りが高い特徴があります。

*1 格付とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表したもので、S&Pグローバル・レーティング(S&P社)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(ムーディーズ社)等の格付機関が付与します。

*2 S&P社^{*4}の場合

*3 ムーディーズ社^{*4}の場合

*4 当該格付機関のグループ会社を含みます。

(注)上記の債券の種類の例は、委託会社およびインカム・ファンドの運用会社が、主に債券相場や債券市場を分析する際に分類したもので、「セクター」と表すことがあります。

上記の債券の種類が組入れられない場合や上記以外の債券の種類が組入れられる場合があります。また、キャッシュ(現金・預金等)に投資することがあります。

2 あらかじめ1万口当たりの分配金の目標額(分配目標単価)を定めます。

毎月9日*の決算時に分配します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

*9日が休業日の場合は翌営業日となります。

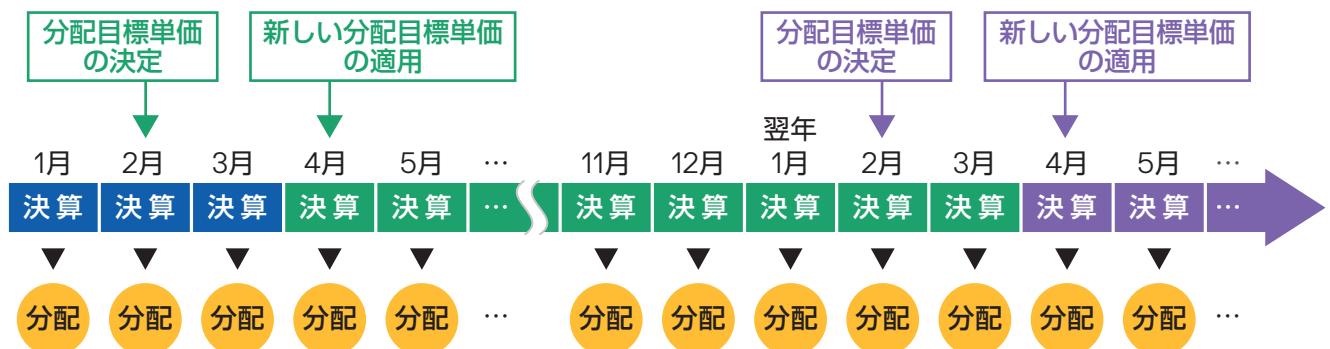
分配金額は、分配対象額の範囲内で、あらかじめ定められた当該決算期における1万口当たりの分配金の目標額(「分配目標単価」といいます。)、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定されます。

分配目標単価は、毎年2月に、インカム・ファンドについて直近で支払われた分配金の単価、直後に到来する決算期末における分配対象額の見込み額、市況動向等を勘案して、原則として毎年4月から翌年3月の決算分までの1万口当たりの分配金の目標額として定められます。分配目標単価を定めた際の前提条件に変更が生じた場合には、分配目標単価を見直して、当該期間の残りの期間に適用される分配目標単価を改めて定めることができます。また、各決算期末において分配目標単価通りの分配が実現されることを保証するものではありません。

定められた分配目標単価は、表紙に記載の照会先にてご確認いただけます。

分配対象額については、後記「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。

<分配金お支払いのイメージ図>



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

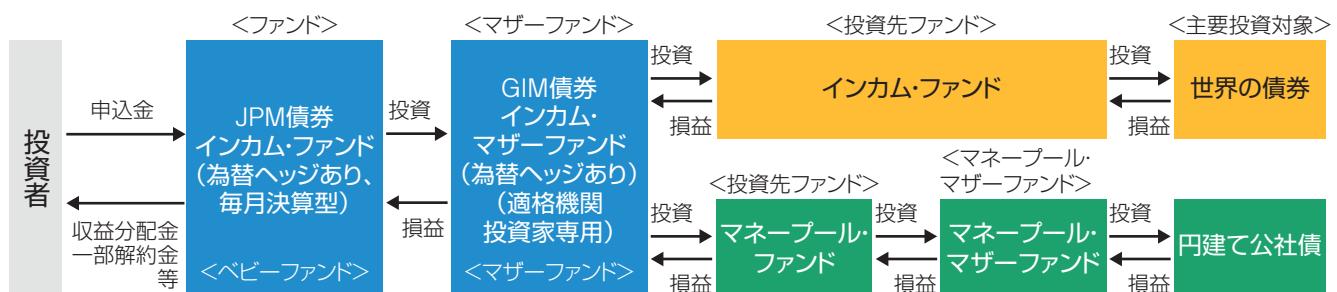
3 為替ヘッジを行います。

インカム・ファンドを通じて外貨建ての債券等に投資しますが、インカム・ファンドは原則として米ドルに対して為替ヘッジを行います。ファンドが投資するインカム・ファンドの有価証券は、円に対して為替ヘッジを行うことにより、米ドルと円との為替変動による影響を抑えます。

為替変動は、米ドルが円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で米ドルが円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

4 ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

このファンドの「ファンド・オブ・ファンズ方式」では、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資し、さらにマザーファンドはその資金を2つの投資先ファンドに投資し、投資先ファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行います。マネープール・ファンドはマネープール・マザーファンドを通じて有価証券に投資します。



(注)<投資先ファンド>および<マネープール・マザーファンド>の正式名称を含む詳細については、後記「6 投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

5 J. P. モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用します。

J. P. モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チエース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

6 投資先ファンドの特徴

● インカム・ファンド

名 称	JPモルGAN・ファンズ－インカム・ファンド (JPMorgan Funds - Income Fund)
その有価証券	JPMインカム・ファンド(Xクラス)(円建て、円ヘッジ) (JPM Income Fund X (mth) – JPY(hedged))
ファンドの形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人
目 的	主に、世界の債券に投資することで、インカム収益の分配をめざします。 インカム収益とは、インカム・ファンドが受領する債券の利息を主とする収益をいいます。
主要投資対象	世界のさまざまな債券(国債、政府機関が発行または保証する債券、国際機関が発行または保証する債券、社債、証券化商品等。新興国債券を含みます。)
主な運用方針	主要投資対象に記載の債券を中心に、継続的なインカム収益の分配をめざして、柔軟かつ機動的な投資を行います。
ベンチマーク	ブルームバーグ米国総合インデックス 「Bloomberg®」およびブルームバーグ米国総合インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、J.P.モルガン・アセット・マネジメントによる特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはJ.P.モルGAN・アセット・マネジメントとは提携しておらず、また、J.P.モルGAN・アセット・マネジメントが設定する商品を承認、支持、レビュー、推薦するものではありません。ブルームバーグは、J.P.モルGAN・アセット・マネジメントが設定する商品に関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。
運用プロセス	① J.P.モルGAN・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用して行われる債券市場や発行体等の調査・分析に基づき、世界中のさまざまな債券の種類(セクター)・個別銘柄の中から、リスク分散や利回り水準を重視したセクター・個別銘柄選択を行います。 ② セクター選択においては、セクター毎の見通しやセクター間の相対的価値等の分析に基づき、効果的なセクターの分散をめざします。また、個別銘柄選択においては、各セクターの中から相対的に安定したインカム収益の獲得に資すると判断される銘柄を選択します。さらに、市場環境に応じて、投資先ファンドの分配水準の安定性に影響を与えることがないよう機動的かつ柔軟なセクター配分・銘柄選択を行います。 ③ ②において選択されたセクター銘柄の中から、より安定的なインカム収益の向上をめざしつつ、定期的な分配支払いを確保・維持するため、全体のリスクを管理しながら投資先ファンドを構築します。
運用会社	J. P. モルGAN・インベストメント・マネージメント・インク(米国法人)* *2023年6月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。

● マネープール・ファンド

名 称	GIMジャパン・マネーブール・ファンドF(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	国内籍・証券投資信託
目 的	円建ての公社債を実質的な主要投資対象とし、信託財産の安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
主要投資対象	GIMマネーブール・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マネーブール・マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
主な運用方針	マネーブール・マザーファンドを通じ、日本の発行体が発行する円建ての公社債を中心に投資し、元本の安定性と安定した収益の確保を図るとともに、高い流動性の確保に配慮します。
ベンチマーク	ありません。
運用プロセス	(以下はマネーブール・マザーファンドにおける運用プロセスです。) ① 経済成長、インフレ、金利、財政、政治等マクロ面からの調査を踏まえた市場見通しに基づき、投資戦略を決定します。 ② 個別銘柄(債券)の発行体の信用力、評価等を分析し、個別銘柄について割安であるか、割高であるかを判断します。その過程において、どの種類の発行体にどのような配分で投資するかを併せて決定します。 ③ ②を踏まえ、組入銘柄を選定のうえマネーブール・マザーファンドを構築します。その際、マネーブール・マザーファンド全体において、信用リスク、金利変動リスク等を適切な水準で取るようにします。
運用会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(委託会社) マネーブール・マザーファンドの運用をJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人)*に委託します。 *2023年6月末時点では運用委託先が実際の運用を行っていますが、今後変更される場合があります。

※ベンチマークとは、投資先ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことといいます。

資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えないことがあります。

投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。なお、投資先ファンドを通じて債券等の有価証券へ投資します。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託の受益権等の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

収益の分配方針

委託会社は、あらかじめ、実質的な主要投資対象であるインカム・ファンドについて直近で支払われた分配金の単価、直後に到来する決算期末における分配対象額の見込み額、市況動向等を勘案して、向こう1年間(「目標対象期間」といい、その期間は委託会社が適宜定めます。)における1万口当たりの分配目標単価を定めます。目標対象期間中において、分配目標単価を定めた際の前提条件に変更が生じた場合には、分配目標単価を見直して当該目標対象期間の残りの期間に適用される分配目標単価を改めて定めることができます。

毎月の決算時に、委託会社が当該決算期に適用される分配目標単価、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

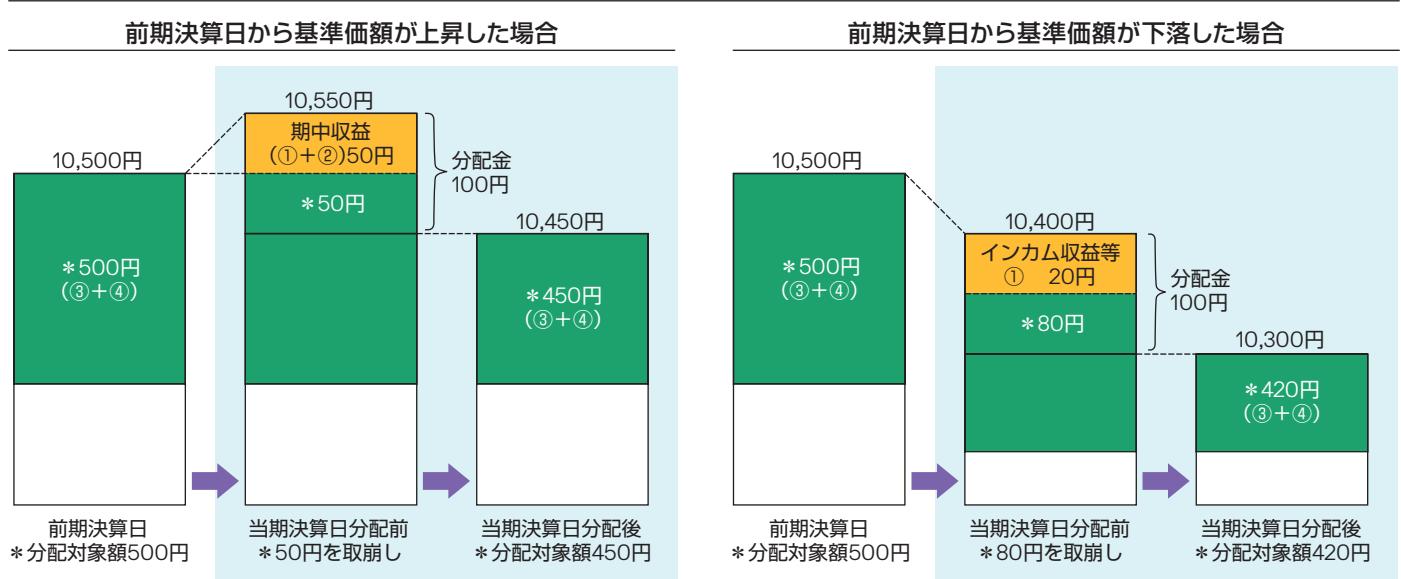


- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費^{*1}控除後のインカム収益等および有価証券の売買益^{*2})を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの收益率を示すものではありません。

*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。

*2 評価益を含みます。

決算期中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注)分配対象額は、①経費控除後のインカム収益等および②経費控除後の有価証券の売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※上記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

2. 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

ファンドは、投資先ファンドを通じて主に国内外の債券に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

金利変動リスク	金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。証券化商品に投資することがありますが、これらは金利情勢等により予想よりも早く、または遅く元本の一部または全部が償還される場合があり、また金利変化に対する価格変動の割合が高いものもあるため、投資資産の価値は当該証券を保有していない場合と比べてより大きく変動する可能性があります。
信用リスク	債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落することがあります。また、当該債券の価格は、格付の変更によっても変動・下落することがあります。
ハイ・イールド債券の投資に伴うリスク	ハイ・イールド債券は、金利の変化について価格が変動する債券としての性質を持つとともに、政治・経済情勢、発行会社の業績等の影響を受けて価格が変動する株式に類似した特質を併せ有しています。このため、ハイ・イールド債券の価格は、格付が高い債券に比べて、株式と同様の要因による影響をより強く受け、変動・下落することがあります。また、ハイ・イールド債券は、格付が高い債券に比べて、前記の信用リスクが高いため、当該債券の価格がより大きく変動・下落することがあります。
カントリーリスク	新興国に投資した場合は以下のようないくつかのリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 <ul style="list-style-type: none">● 先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、有価証券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。● 有価証券・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、有価証券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。● 先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。● 税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。

デリバティブ取引のリスク	投資先ファンドは、デリバティブ取引を用いる場合があります。デリバティブ取引は、その他の投資手段と比較して、金利、為替相場等の価格の変動に対してより大きく価格が変動・下落することがあります。
為替変動リスク	為替ヘッジを行いますが、ヘッジを行った場合でも為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

ファンドの流動性リスクは、以下のような状況で顕在化する可能性があります。

- 取引金額が大きい場合
- 市場が極端な状況にある場合
- 通常とは異なる市場環境にある場合
- 通常以上に多額の換金申し込みがあった場合
- 投資家による市場見通しが悪化した場合
- 取引所、政府または監督当局により取引を停止または制限される場合
- 特定の期間において経済状況、市況または政情の悪材料が生じた場合
- その他の制御不能な状況が生じた場合

ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

リスクの管理体制

投資先ファンドの運用会社および委託会社のグループ内の他の会社において、運用部門から独立した部門が以下に掲げるリスク管理を行います。

● 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック

委託会社および投資先ファンドの運用会社において、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項、その他のリスク管理を行います。

● 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

また、投資先ファンドにつき、投資先ファンドの運用会社の運用部門から独立した部門は、上記の事項に加え取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェックを行います。

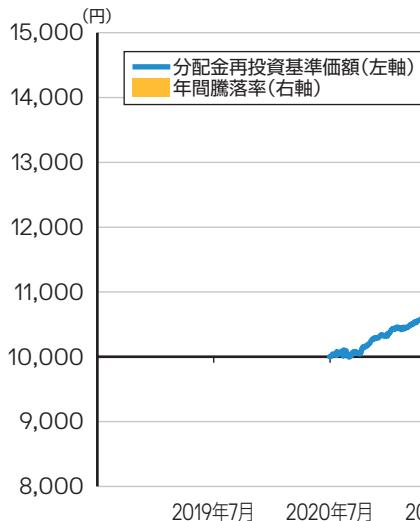
流動性リスクについては、委託会社およびそのグループ内の他の会社で、手順書等に基づきチェックや管理、検証等を行います。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

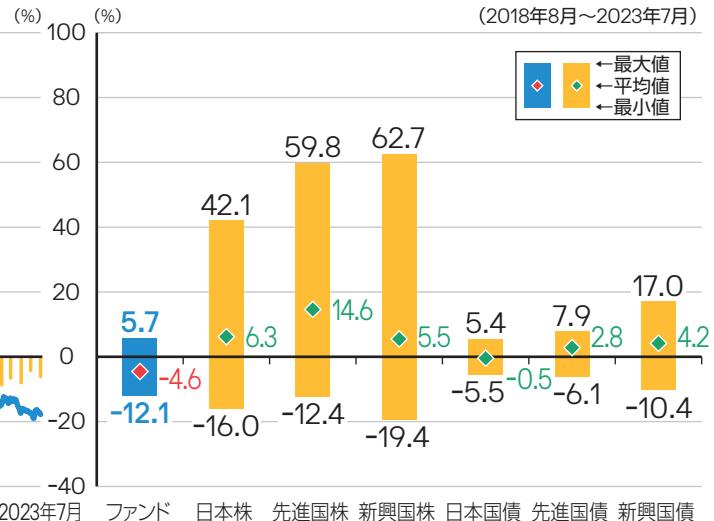
<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2018年8月～2023年7月の5年間における、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指標の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。ただし、ファンドは設定から6年末満で、設定日から2021年6月末までは年間騰落率が算出されないことから、それ以降の毎月末時点における年間騰落率を用いています。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指標

日本株…TOPIX(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI(国債)

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注)海外の指標は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しててもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指標で、当該指標に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

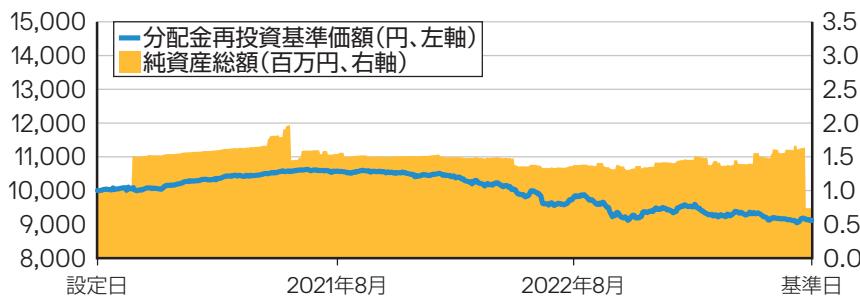
JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

3. 運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(am.jpmorgan.com/jp)、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2023年8月1日	設定日	2020年7月29日
純資産総額	0.7百万円	決算回数	年12回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
32期	2023年3月	10
33期	2023年4月	10
34期	2023年5月	10
35期	2023年6月	10
36期	2023年7月	10
設定来累計		280

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

*分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

ポートフォリオの構成状況

資産の種類	投資比率 ^{*1}
JPMインカム・ファンド(Xクラス)(円建て、円ヘッジ)	99.5%
GIMジャパン・マネーブール・ファンドF(適格機関投資家専用)	0.1%
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	0.5%
合計(純資産総額)	100.0%

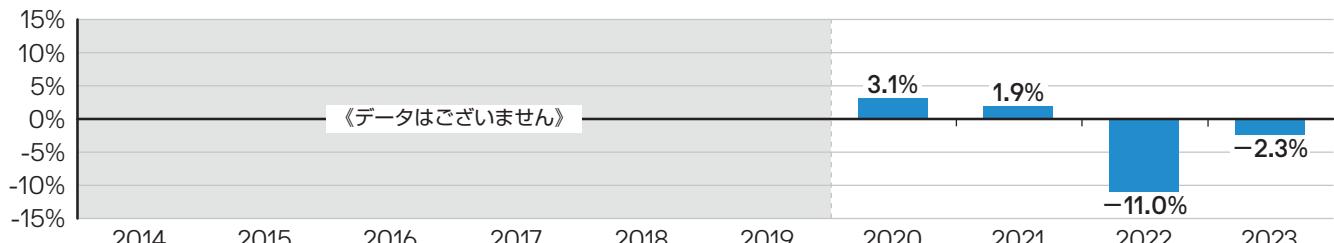
種類別構成状況

種類	投資比率 ^{*2}
政府系住宅ローン担保証券	33.0%
ハイ・イールド債券	20.7%
商業不動産担保証券	14.1%
非政府系住宅ローン担保証券	7.3%
投資適格社債	5.7%
その他	12.0%

組入上位銘柄

順位	銘柄	国	債券種別	投資比率 ^{*2}
1	GNMA	米国	不動産担保証券	5.5%
2	GNMA	米国	不動産担保証券	3.8%
3	GNMA	米国	不動産担保証券	2.8%
4	GNMA	米国	不動産担保証券	1.1%
5	GNMA	米国	不動産担保証券	0.9%
6	JPMORGAN INVESTMENT FUNDS	ルクセンブルグ	ファンド	0.9%
7	CONNECTICUT AVENUE SECURITIES	米国	不動産担保証券	0.8%
8	CONNECTICUT AVENUE SECURITIES	米国	不動産担保証券	0.8%
9	GNMA	米国	不動産担保証券	0.8%
10	DISH DBS CORPORATION	米国	社債	0.6%

年間収益率の推移



*年間収益率(%)=({年末営業日の基準価額+その年に支払われた税引前の分配金})÷前年末営業日の基準価額-1×100

*2020年の年間収益率は設定日から年末営業日、2023年の年間収益率は前年末営業日から2023年8月1日までのものです。

*ベンチマークは設定していません。

*当ページにおける「ファンド」は、JPM債券インカム・ファンド(為替ヘッジあり、毎月決算型)です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨てて、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

*1 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しています。

*2 ファンドは各投資先ファンドを通じて投資を行うため、各投資先ファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。なお、運用実績の基準日のファンドの基準価額算出に使用されているデータ(JPMインカム・ファンド(Xクラス)(円建て、円ヘッジ)およびGIMジャパン・マネーブール・ファンドF(適格機関投資家専用))は2023年7月最終営業日のもの)を使用しています。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して7営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	委託会社が指定する日には、購入・換金申込みの受付は行いません。 (注)申込受付中止日については販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2023年4月8日から2024年4月8日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の事情により基準価額が確定できない場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取消しができることがあります。 <ul style="list-style-type: none">・有価証券取引市場における取引の停止・外国為替取引の停止・その他やむを得ない事情
信託期間	2020年7月29日から2031年1月9日(休業日の場合は翌営業日)までです。
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 <ul style="list-style-type: none">・ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月9日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎月の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。 自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	1兆円です。
公告	委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	1月、7月の決算日毎および償還時に委託会社は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。このファンドは、2024年1月1日以降、NISAの対象にはならない予定です。また、配当控除および益金不算入制度は適用されません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 上記は2023年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は3.3%(税抜3.0%)を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	当該費用は、購入時におけるファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの純資産総額に対して年率0.913%(税抜0.83%)がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。支払先の内訳は以下のとおりです。		
		委託会社	年率0.165%(税抜0.15%) 投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	
		販売会社	年率0.715%(税抜0.65%) 受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	
		受託会社	年率0.033%(税抜0.03%) 信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	
投資先 ファンド	投資先ファンドの純資産総額に対して以下の費用がかかります。			
	インカム・ファンド			
	年率0.1045% (税抜0.095%)	年率0.5%* *消費税等はかかりません。	同ファンドの運用会社等が提供する、同ファンドの運用業務、同ファンドに関する情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	
マネープール・ファンド				
		委託会社	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務(運用委託先が行う業務を含みます)、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	
実質的な 負担 (概算)	純資産総額に対して年率1.41%程度(税抜1.33%程度)がかかります。 インカム・ファンドに純資産総額の99.9%を投資した場合のものです。投資先ファンドの組入比率により、実際の負担と異なる場合があります。			

その他の費用・手数料

- 1 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。
- ・有価証券の取引等にかかる費用(当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。なお、その相当額が取引価格に含まれている場合があります。)
 - ・外貨建資産の保管費用(当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。)
 - ・信託財産に関する租税
 - ・信託事務の処理に関する諸費用
 - ・ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用
 - ・その他ファンドの運用上必要な費用
- (注1)上記の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。また、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。
- (注2)インカム・ファンドにおいては、その運用資産を保管する保管銀行が提供する運用資産の管理・保管業務等、および監査法人が提供する同ファンドについての監査業務の対価として事務管理費用が同ファンド内で実費でかかります。ただし、同ファンドの純資産総額に対して年率0.1%を上限とします。
- 2 ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用のうち以下のものについては、以下の計算により得た額を当該諸費用とみなして、その額を信託財産に日々計上します。
- ・ファンド監査費用
純資産総額に対して年率0.022%(税抜0.02%)を乗じて得た額(上限年額330万円(税抜300万円))
(当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。)
 - ・目論見書、運用報告書等の開示資料にかかる事務費用、ファンドの計理事務にかかる費用、ファンドの受益権の管理にかかる事務費用等(委託会社が第三者にこれらの事務を委託する場合の委託費用を含みます。)
純資産総額に対して、委託会社が合理的に見積もった一定の率(上限年率0.088%(税抜0.08%))を乗じて得た額
- なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
換 金(解約)時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

(注1)上記は、2023年8月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)NISA(少額投資非課税制度)・ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。また、2024年1月1日以降にNISAをご利用の場合は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(注3)外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注4)法人の場合は上記とは異なります。

(注5)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

MEMO



